

スペースデブリ研究会

小塚荘一郎

学習院大学教授・慶應義塾大学訪問教授

代読 川島興介

JAXA法務・コンプライアンス課

1. 研究会の目的

- ▶ スペースデブリ問題の深刻化
- ▶ デブリ発生の抑制からデブリの除去へ
- ▶ 除去作業を行う上で各プロセスにおける、国際法上および国内法上の課題抽出
- ▶ 海外研究者(英国)との討議
- ▶ 国際学会において発表及び議論

2. 昨年度研究会活動内容

- ▶ デブリの管轄権及び管理義務を有する国
 - ① 登録されている宇宙物体→登録国
 - ② 上記以外の宇宙物体→最終所有者の国籍国
- ▶ デブリの民事法的側面
- ▶ デブリ除去のインセンティブ
- ▶ デブリから生ずる損害についての責任

3. 今年度研究会活動報告

- ▶ 英国ロンドン宇宙法政策研究所
(Sa'id Mosteshar教授) との
共同プロジェクトとして検討を発展
- ▶ 各カテゴリーにおける論点の洗い出し (次項参照)
及び文献収集
- ▶ 共同報告書作成に向けて論点を分担

論点①

〈法的枠組み〉

1. 宇宙条約中の関連規定
2. 国際法と国内法（民事法を含む）、国際私法との関係
3. 国際環境法の関連規定
4. 国内宇宙法におけるデブリ除去の根拠

〈デブリ除去義務およびデブリ発生の法的効果〉

5. デブリ除去義務
6. 国際環境法からの示唆（とくに予防原則について）
7. デブリ衝突事故による責任（とくに、宇宙物体との衝突における過失の意義、デブリ除去技術の利用可能性が「過失」の解釈に与える影響）
8. デブリ発生抑止・除去の規制の実効性(enforcement)

論点②

〈デブリ除去の障害およびその結果〉

9. デブリ除去の事業化に影響を与える法的要因（海難救助との対比。海難救助契約を参照した除去委託契約の構想など）
10. 知的財産権（除去対象デブリに特許が存在する場合の問）
11. デブリ除去の実行に伴う責任（自然災害救助の場合との比較。「よきサマリア人の原則」など）
12. デブリ所有者および管轄国の利益、除去に同意を与える主体（所有権の放棄、コントロールの喪失を含む）
13. 輸出管理規制の適用、除去対象に含まれる技術情報の伝達方法

〈デブリ除去へのアプローチ〉

14. 宇宙活動に関する国内法に必要な規定
15. 国際（宇宙）法に必要な規定
16. 国際スキームの選択肢、とくに費用分担（汚染者負担か受益者負担か）
17. デブリ除去に関する国際組織のメリット・デメリット

4. 来年度に向けて

- ▶ 英国と議論を重ねながら報告書を作成
- ▶ ISTS及びIAC等の場を活用して発表を行い、国際的な議論の蓄積を目指す

宇宙産業を促進する ための法政策研究会

小塚荘一郎

学習院大学教授・慶應義塾大学訪問教授

代読 川島興介

JAXA法務・コンプライアンス課

1. 研究会の目的

- ▶ 宇宙活動を様々な視点から「産業」としてとらえ、その「産業」が持つ法的論点を検討する
- ▶ 各分野の有識者を招き、法的論点の解説及び自由討議を行う中で、課題等を抽出する

2. 昨年度研究会活動内容

- ① 企業のガバナンス
 - ▶ベンチャー企業（ジョイント・ベンチャーを含む）のコーポレート・ガバナンス
- ② 企業の技術管理
 - ▶知財管理
- ③ 他国の参考例
 - ▶米国宇宙産業政策の考察
 - ▶英国宇宙産業政策の考察

3. 今年度研究会活動報告①

大規模事業におけるコーポレート・ガバナンス

- ▶ 経営判断に伴う責任とリスクの規模は無関係
- ▶ 判断基準
 - 株主利益との合致
 - 合理的な情報収集・リスク分析
- ▶ 宇宙活動の公共性
 - 技術開発の側面
 - インフラストラクチャーとしての側面
- ▶ 損失補償等による公的支援の可能性

3. 今年度研究会活動報告②

宇宙産業のバリューチェーン

▶ 宇宙産業と航空産業の比較

- 研究開発、製造業から利用サービスの提供に至るプレイヤーの配置
- 航空（運送）産業→B to C 宇宙（利用）産業→B to B

▶ 商業市場の転機

- 航空産業における規制緩和（オープンスカイ政策）
- 規制緩和に伴う関連サービス提供者の関与

▶ 宇宙産業の促進

- 視野を広げた規制緩和
- B to BからB to B to Cへの転換

4. 来年度に向けて

- ▶ 宇宙産業の促進という観点では、新規参入、新規企業及び人材の流動化が重要
- ▶ 上記に伴う法律上の問題点について検討を行う